

## 大和冷機工業株式会社 株主総会議事要旨

日時：2014年3月28日 10:00～11:00

場所：綿業会館新館7階

議決権総数 50,937個 株主数 2,328名

議決権行使数 42,068個 行使株主数 649名

### 1. 第9期監査報告

### 2. 第9期事業報告書の報告

### 3. 議案の説明

会社提案の議案の説明。

その後、株主提案者（ストラテジックキャピタル 丸木）から招集通知に沿って株主提案の第3号議案と第4号議案を説明。さらに補足説明として、

① 現在の当社は保有現金が積み上がり、常軌を逸している。以前、私が経営企画室長から得た回答では、「当社は有事に備えて現金を持っておく、今でも十分ではない。保有すべき現金の額について目標は無い。」とのことであり、招集通知の「取締役会の意見」とは異なる。

有事に備えると言っても、90年代後半からの金融危機やリーマンショックでも、本業が黒字の上場企業で倒産したところはないと、私は理解している。

② 無借金経営や現預金を積み上げる経営が良いわけではない。時価総額が日本で2位となったソフトバンクをみても、借入れを積極的に行っている。M&Aに積極的はLIXILや日本電産でも借入れを利用している。投資家は現金保有を評価するわけではない。

③ これからインフレになる可能性がある。このまま現金保有を継続すれば資産が目減りするリスクがある。もちろん、当社は運用のプロではないから、有価証券や不動産への投資はやめてほしい。

④ 日本企業は現金を持ち過ぎである。日本の経済規模はGDPベースで米国の約0.4倍だが、日本企業は絶対額で米国企業の1.5倍も持っている。バブル崩壊後、日本企業は投資を控えて現金を積み上げ、現在220兆円以上保有しているが、当社はその典型例である。企業が現金を抱え込み、投資や配当に回らなかったことが、日本のデフレの原因だったと私は考えている。本業に投資して余った現金は株主に返せば、投資や消費に回り日本中でお金が循環していくはず。

⑤ 日本において付加価値を生んでいるのは株式会社である、付加価値を生んだ結果がキャッシュフロー、すなわち現預金のはず。仮に、上場企業の全てが当社のような

行動をとれば、企業に現金が滞留して資金が殆ど循環せず、投資不足・需要不足となるし雇用も増えない。国が更に借金して公共投資で補う必要が生じ、国の借金が増えるばかりである。こんなことをいつまで続けるのか。企業が現金を持ち過ぎていることは、日本経済にとって罪深い行為と思う。

- ⑥ 株主提案した増配については、誰に迷惑をかけるものでもない。期間収益を配当するだけであるから、当社の現在の盤石な財務は維持されるままだ。今般の提案通りに 75 円配当すれば、配当が 7.5 倍になり、株価は 2 倍以上になり、喜んでもらえるだろう。株主の皆様には是非、ご支持いただきたい。

議長が、招集通知記載の通りに、株主提案に反対する「取締役会の意見」を読み上げる。

#### 4. 質疑応答

問 1 : IR 体制について (質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

当社の IR は、説明、資料作成ともに良くない。

また、当社の会長・社長の話が聞けない。1 年前に社長に 1 回だけお会いしたが、その後は何回お願ひしても面談していただけない。お会いできるのは中津留経営企画室長と執行役員の方々だけだ。私が色々と当社の経営方針や考え方等をお尋ねしても、「お答えできない」で頑張っている。彼の独断で大株主の対応を決めているわけではないはずだから、会長・社長からの指示でそうしている中津留室長がお気の毒である。

私は、機関投資家として、当社の経営方針などについて意見交換したいのである。本年 2 月に、責任ある機関投資家の諸原則として、金融庁から「日本版スチュワードシップコード」なるものが公表された。

金融庁によれば、『「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業と「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものである。』とされている。

しかし、当社においては、私がいくら対話しようとしても、会長・社長は面談していただけないし、面談できる中津留室長は「お答えできない」の一辺倒で当社は対応してくれないから、私はスチュワードシップ責任の果たしようがない。

経営方針を責任を持って話せる経営トップが機関投資家に対応すべきである。今後は、社長・会長が私と面談いただきたい。

回答 1 : (回答者 尾崎社長)

株主との面談については、当社 IR 担当が誠意をもって対応したい。以上回答申し上げます。

問1-2：(質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

私が今お聞きしたことは、平生から会長・社長とお会いしたいということである。この回答は無いのか。

回答1-2：(回答者 尾崎社長)

ただ今お答えした通りでございます。

問2：会長、社長及び尾崎雅広取締役の住所について (質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

有価証券報告書の大株主の欄にある、尾崎社長と尾崎雅広取締役の住所は「大分県佐伯市」である。また、大量保有報告書に記載された尾崎会長の住所も「大分県佐伯市長島町2丁目2番12号」と記載されている。さらに当社の登記簿を確認したところ、代表者として登記に記載された尾崎茂氏と尾崎敦史氏の住所も大分県佐伯市となっている。

しかし、会長、社長、尾崎雅広取締役は、大阪又はその近郊に居住して当社に毎日出勤しているのではないかと疑われる。住民票を移していないことが住民基本台帳法違反である。これらの住所の記載の誤りは、会社法違反及び金融商品取引法違反に該当する。速やかに訂正すべきである。

このことは、当社の本業に係わる問題ではない。しかし、経営トップが法令遵守しない会社であることは株主として恥ずかしい。何故、正しい住所を公文書に記載しないのか。

回答2：(回答者 尾崎社長)

当社は、大阪本社、東京本社と基幹工場として大分に佐伯工場があり、職務上概ね均等に出社しているため、ご指摘のような違法性はありません。以上ご説明申し上げます。

問3：社外役員について (質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

西久保取締役にお尋ねする。先日、社外取締役の西久保氏に面談をお願いしたが、断られた。

西久保氏は昨年から当社の社外取締役となっているが、社外取締役としての自身の役割をどのようなものと理解しているのか。また、何故私の面談要請を断ったのか。

回答3：(回答者 尾崎社長)

社外取締役に期待されている、監督機能の強化を図る観点から、西久保氏は経歴及び能力が当社の社外取締役にふさわしいと判断して、取締役会として推薦し、適任と考えている。以上ご説明申し上げます。

問3-2：(質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

社外取締役は、少数株主の利益のために取締役会で発言する役割があると思う。何故、少数株主の私との面談の要請を断ったのか、と聞いている。今回の議決権行使書は、私は社長、会長と西久保取締役の3名は選任に反対で出している。少数株主の私の面談要請を何故断ったのか、合理的な理由があれば、この場で西久保氏は賛成しても良いと思っている。

回答3-2：(回答者 尾崎社長)

当社のIR体制については、先ほど回答した通りです。ご質問にお答え申し上げます。

問4：退職慰労金について(質問者 株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

第2号議案に退職慰労金の贈呈がある。株主総会で承認をもらうのであるから、実額でいくらなのか開示して欲しい。金額が判らなければ判断のしようがない。私は、議決権行使書では反対としたが、合理的な額なら賛成したいと思っている。

回答4：(回答者 尾崎社長)

具体的に金額は差し控えさせていただきますが、取締役会において内規に基づき決定した額の範囲内にて支給します・・・(内規の抽象的説明)・・・。

以上ご説明申し上げます。

意見：(株式会社ストラテジックキャピタル 丸木)

今までの社長の回答をお聞きして、非常に閉鎖的で、前向きに答える姿勢が無い。特に本日は年に一回の株主と議論できる場である。このような答弁では、一般株主も真面目にやっていないと感じるのではないかと。もっと真剣にやって欲しい。この場だけ何とか取り繕って過ごせば良いというものではない。そのようなやり方は残念である。今後改善してもらいたい。これは意見なので、回答は不要である。

回答：(尾崎社長)

貴重なご意見ありがとうございました。

## 5.採決

会社提案が可決され、株主提案は第3号議案につき賛成議決権数を確認のうえ否決となり、第3号可決を条件とする第4号議案も否決となった。

なお、第3号議案に対し行使された議決権の個数は、賛成10,964個、反対29,976個、棄権9個である(出所：4月4日提出の当社の臨時報告書)。反対29,976個のうち尾崎一族が22,000個程度であることから、一般株主の過半数は株主提案に賛成だったことになる。

以上